

福井県救急医療電話相談事業に係るPR業務委託仕様書

1 業務名

福井県救急医療電話相談事業に係るPR業務

2 目的

令和6年10月頃に運用開始予定である「福井県救急安心センター事業（#7119事業）※」および相談対応時間の拡充を予定している「福井県子ども救急医療電話相談事業（#8000事業）※」について、広く県民に周知し認知度向上を図るため、各種PR業務を実施する。

※ #7119事業および#8000事業を併せて「福井県救急医療電話相談事業」という。

3 業務の概要

(1) テレビCMの製作

- CMの長さ（尺）は、15秒スポット・1本を基本とするが、より効果が期待できる提案がある場合はこの限りでない。
- 福井県救急医療電話相談事業の認知度向上が具体的に期待でき、かつ、その利用の動機付けとなること。
- 実写、アニメーション、CG等の形式は不問とする。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代の県民をターゲットとする。
- CM製作に必要な素材については、受託者にて用意すること。
- 製作したCM用動画は、初回放送開始前日までに記録媒体（USBメモリ、DVD等）にコピーして、委託者に納品すること。

(2) テレビCMの放映

- 上記(1)で製作したCMについて、福井県内の放送局（福井放送テレビ（FBC）および福井テレビ（FTB））にて放映すること。なお、放映回数については、各局それぞれ50回以上を想定している。
- 放映期間については、事業開始前後でCM効果ができる期間（導入前後2か月程度を想定）とするが、詳細は受託者との協議の上決定する。
- CMを放送した時間帯、本数、視聴率等の実績について、書面で報告すること。

(3) ポスター・ビラの作製・発送

- ポスター・ビラについては、以下の仕様を基本とするが、より効果が期待できる提案がある場合はこの限りでない。

	サイズ	枚数	デザイン
ポスター	A2	1,000枚	カラー
ビラ	A4	20,000枚	カラー

- ・ ポスター・ビラの発送（県有施設や県内医療機関など1,000箇所程度を想定）についても受託者にて実施すること。 配布時期や枚数等の詳細については、受託後に委託者との協議の上、決定する。
- ・ ポスター・ビラにかかるデザインデータについては、発送前までにメール添付（データ容量上、送受信ができない場合は記録媒体）にて委託者あて納品すること。

(4) その他の取組（上記(1)から(3)までの取組を除く。）

上記(1)から(3)までの各取組以外で、CM（動画）やポスター・ビラ等の広報物と連動して、福井県救急医療電話相談事業の認知度向上に資する効果的な取組について、自由に提案すること。

(5) SNS等を活用したメディア戦略

- ・ 県が管理するSNSを活用して情報発信を行う際に、県からの求めに対してユーザーに関心を持たせるような投稿や配信手法の提案・助言等を行うこと。
- ・ 県地域医療課ホームページ上で周知する際に、県からの求めに対してデザインやレイアウトにかかる提案・助言等を行うこと。

4 契約期間（委託期間）

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 著作権の取扱い

- ・ 本仕様書により作製された成果物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、委託者に移転するものとする。また、元々受託者が所有している著作権については、成果物を活用する限りにおいて、委託者の使用を認めること。
- ・ 受託者は、委託者が認めた場合を除き、本件成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・ 成果物の製作に当たり、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者から知的財産権の侵害にかかる申立てを受けた場合には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）にて解決を図ること。

6 その他

- ・ 詳細な事業内容については、契約締結後に受託者と協議の上、変更となる場合がある。
- ・ 本業務の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先の会社概要、業務内容および業務体制を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りでない。
- ・ 本仕様書に定めのない事項、およびこの仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。